

(第十三) 預金支拂法 (The Revenue Payments Method) 不換紙幣の發行は之れを以て租稅支拂の爲め印紙に代用せしめて其價格を維持するを計るの法なり

(第十四) 後年兌換約束法 (The Deferred Convertibility Method) 後日に至り金銀と引換ふるの約束を以て紙幣を發行し又は或る一定の期日に或は或る政事上の事件の發生兌換せんとを約束するの法なり

(第十四) 不換紙幣法 (The Paper Money Method) 其の發行したる紙幣は約束手形の外形を有すると雖も或は習慣の力に依り或は國王の命令に依り或は他に通用すべき貨幣なきに依り全く其約束を免れて通用するものなり
以上紙幣發行を整理する方法十四種を列擧せしか此の他尙ほ種々の方法なきにあらざる或は約束の履行を確かむる爲め若くは其紙幣を不必要ならしむる爲め無數なる種々の計畫なきを得ず。加之此等の數法を相結合して種々の方法を作るを得ば例へば準備は一部分は正金を以てし一部分は證券若しくは不動産を以てするが如き或は銀行家に或る金額迄は無準備にて紙幣を發行することを許

し其餘は同額の金銀準備を置くにあらざれば之れを許さざるが如き或は金紙平均法も外國爲替法とも併用して紙幣の發行を調理するが如き是れなり。然らず雖も盡く此等の委曲に亘り通し論究する能はざるを以て今や余輩は以上十四種の方法に付き其利害得失を略述せんとす

(第一) 全額金銀準備法 此方法は往時伊太利の商業共和國に於ける預金銀行並にアムステルダム及ハムブルの銀行に於て採用せられたるものなり又倫敦の金匠は保護預として公衆の金銀を預かりしとき此法を行ひたり。此方法に依りて發行せられたる紙幣は彼の倉敷證文及貨物手形と異なることなく其紙幣に對して必ず現物を貯存し置かざるべからざるものなり。即ち紙幣の高と金銀の準備高と全く同額なるを要し紙幣を發行するに當りては之と全額の金銀は常に銀行の倉庫に存在せざるべからざるを以て此法を用うるときは紙幣は正金を驅逐するの恐なしと雖も其利益たる甚僅少にして僅かに正貨の磨滅を避け且ゆ之を運搬するの煩勞及遺失の危險を省くに過ぎず。而して此方法たる發行額に等しき準備を要するを以て社會は其額に對する利子を失ふを免れず且又正貨は之を

銀行若し又は政府等に預けたりは寧ろ各人の手に保有せしむるの安全なるを
 知かざるに問答之あり。蓋し正貨にして只空し貯存せられ全く使用せられ
 るときは預人は之を使用するの情態より自ら禁する能はざることをあるべし
 なり。彼の英王チャールズ第一世が倫敦塔に貯存せし金銀を暴奪せしか如き例
 證あるの故なり。尙ほ銀行に於てすら其預金を濫用したる事あり。一千七百九
 十五年佛羅倫斯に進入セラルルフランス銀行を調査せしに該銀行の準備金は
 かに荷蘭の東印度會社に貸付ありしを發見せり。又英國政府は一千七百九十七年
 に於て財政の困難に際し英國銀行の兌換を停止し其準備金を使用したるとあり
 (第二) 分額銀準備法。一千八百四十四年の英國銀行條例を以て制定せる英國
 銀行紙幣發行の法は分額金銀準備法に依りたるものなり。英國銀行は一千五
 百方磅迄は正貨準備を置くを要せずして是れより以上は其の各五磅の紙幣發行

此付き紙幣發行部(Department)は六百十六万ポンド乃至七の正金を準備せざる
 べからず。而して其の千五百万磅は種々の證券及政府に對する無利息の貸付金
 計一百万磅を以て準備に當るものとす。此法によれば全額金銀準備法の如く發
 行の難實なるに及正貨の磨滅せざる等の利益を得るのみならず尙又社會は毎年
 右の一千五百万磅に對する利子凡そ四十四万五千磅を利益することを得るもの
 なり。此方法は此の如き利益あるを以て一の間然すべき所なきか如しと雖も其
 能く社會の信用を補助するの點に至ては未だ以て十分なきと能はず。蓋
 し此方法は恐慌に際して金融壅塞し貨幣の需要増加するの日に當て能く其紙幣
 を發行して時の急に應ずると能はず却て益々信用を破壊し恐慌をして愈々劇烈な
 らしむるの弊害あるものなり。去れば英國に於ては現に一千八百四十七年一千
 六百六十六年の恐慌起りたるに該銀行條例を停止し英國銀行をして十分に紙
 幣を發行せしめ以て僅に市場の紛亂を鎮定するを得たり。若し此法の如き嚴
 酷なる制限を附せず必要なる場合に於ては紙幣増發を許すの方法ならん乎右の
 條例停止の如き窮策を取るに及ばざるべし。是れに依て之を見れば此方法なる

米元最良の方法となすべからざるも明なり。更に是より一層進歩し巧に紙幣發行を伸縮するを得るものは實に獨逸銀行に於ける紙幣の發行方法にして所謂伸縮制限法と稱するものなり。

(第三) 最少額準備法 此方法は準備の最少額を定め紙幣發行者をして常時之より少なからざる正貨を備へしむるの方法なり。此の如く常に若干の最少額を銀行倉庫中に貯存せしむるとは一朝市場の紛亂に際し請求に應じて正金を拂出すとを得せしめざるものにして金融壅塞し正金の取附甚しきに當りては立法部若しくは行政府が此法律を擅に停止するにあらざれば此方法をして効おらしむる能はざるなり。

(第四) 比例準備法 此方法は紙幣發行高の若干の比例例へは三分の一或は四分の一の高より少なからざる正貨準備を貯存するを要するものにして佛蘭西白耳義の如き此方法を採用せり。此方法たる當に多少の準備を保存せしむるものなるを以て全く各發行者の随意に放任し毫も牽制を加へざる者に比すれば固より優れるものにして銀行家は其準備の法定の制限額に觸るゝを恐れ法律に背かざる如く警戒せざるを得ざるも亦む効用あり。然も一旦商業上及信用上に不穩の狀生じ爲めに紙幣の引換を請求する者多きを加ふるに至りては其準備金の減少する割合は發行高の減少する割合より多く爲めに稍もすれば其法定の比例を失し復た交換の請求に應ずると能はざるに至るべし。例へば茲に十萬圓の發行紙幣ありて之に對する四萬圓の準備金ある場合に當り三萬圓の紙幣引換の請求ある時は紙幣は減少して八萬圓となり準備金は二萬圓となるべし而して法律所定の準備金は發行高の四分の一なりとせば此餘の紙幣は假令少許なりとも之を引換るとを得ず。故に若し銀行の準備減少して法律上規定の割合に達する時は最早銀行は其準備を使用するを得ず敢て進んで法律を犯すにあらざれば少額の交換をもなすとを得ざるとなるべし去れば此方法は斯る場合に臨んで前述の最少額準備法と同一の弊害に陥り能く信用を擴張して一時の急を救ふと能はざるものなり實に此方法は銀行をして其準備を使用するの必要最も切なるの日に際し準備金を使用すると能はざらむるものと謂ふべし。此の如く準備金を貯藏して市場の恐慌を救ふ能はざるとは現に一千八百七十三年北米合衆國

代表貨幣

一九五

英國法の不便を避けたり。蓋し此法を以てすれば若し銀行にして紙幣を増發するときは五分の發行税を拂はざる可らざるを以て濫に紙幣を發行するの憂なく市場太に亂れ金融逼迫し貨幣の需要多くして高利を以てするも尙借らんとするものあるにあらざれば銀行は決して紙幣を發行せざるべし。而して右の如き金融市場紛亂したる場合に於ては銀行は世の需要に應じて紙幣を増發し社會の信用を維持するを以て能く恐慌の危害を避くるの利益あり此法は英國の紙幣發行法に比すれば更に一步を進めたるものにして能く金融の緩急に應じて發行高を伸縮せしむるを得せしめたるは實に奇巧なりと稱すべきなり。

(第七) 證券準備法 紙幣を發行する銀行にして公債證書大藏省證券若しくは商業手形等を以て準備となすは紙幣の兌換に付不都合を生ぜざるか如き觀ありと雖も元來紙幣は請求次第直に正貨を支拂ふべき約束證券なるを以て若し紙幣引換の請求あるときは正貨を以て支拂はざるべからざるが故に先づ其準備たる證券を賣却して正貨に換へざるべからざるの手續あり。而して斯く紙幣兌換の請求あるときは通常恰も金銀正貨の不足せる時なるが故に此際銀行が其準備證券を

賣却せんとするも公衆の好んで之を買取る者なく止むを得ず廉價にて之を手離さざるべからず或ひは確實なる公債證書の如きに至りては常に相當の代價を以て賣却するを得べく之を以て準備とする所の銀行は破産の憂を來すとなかるべしと雖も一旦兌換の請求多きを加へたるよりして銀行頻りに證券の賣却を試みるときは其價格は低落し加之金融市場の騷擾を惹起し遂には銀行の破産を招くが如きとあるべし。之を要するに證券準備なるものは決して鞏固なる紙幣發行法にあらざるなり。

(第八) 不動産抵當法 凡そ紙幣の仕拂を保證するには獨り正金のみに限らず土地家屋其他の不動産を以て之に當つるを得べしと思料せし貨幣論者も亦少なからず。彼の有名なるシャウローの如きは此思想を抱きたる者にして氏は土地を抵當として紙幣を發行すべきことを主張せり。土地を抵當として紙幣を發行したるの實例は佛國革命政府の發行したるラウレンニヤと稱する紙幣にして寺院より沒收したる土地を抵當として之を發行し其後土地を公衆に賣却して以て之を引上げんことを計れり然るに土地の代價は不定なる者なるが故に土地と紙幣との

間に一定の比例なく遂に土地は紙幣の下落を防遏すると能はずして紙幣の價格は平時原價の二百分の一に下れり其後又佛國政府は「マツタ」を稱する紙幣を發行するに當り該紙幣を以て土地の代價を見積り之を一定せんと計りたれども其効を奏することなく價格の下落を免されざりき。又普國の「フンアラツキ」大五の戰爭の爲に費消せられたる國庫の不足を補充するか爲に發行したる土地抵當不換紙幣なるものは其性質前記の紙幣に類似せるものなれども尙ほ利子を有したるものなり。土地抵當發行法は大に不便なるものにして之を以て紙幣發行を行はんとするは誤謬の甚しきものなり蓋し土地は永久を期して紙幣を仕拂ふ爲には最良なる抵當なるを疑ひなく隨て貨幣の貸借長きに於ては之を抵當とするは甚た當を得るべからざるなり。雖も紙幣は何時にても請求次第正金に引換ゆべきものなるが故に土地の如き遂に正金に變更すると難きものを以て紙幣の抵當とせば銀行は兌換の請求に應じて直に正貨を拂出すと容易ならず爲めに倒産するに至るの恐あり。此點に於ては不動産準備は公債證書大藏省證券等の準備に比すれば更に不可なる

者なり。又紙幣を發行するに此法を以てせば大に貨幣の高を増加するを得以て國民の富を増殖するの利益ありと説くものありと雖も是亦大に誤れり。抑貨幣の増加は貨幣の價格の減少を來し物價の騰貴を來すの憂あり而して一國に於て要する所の通貨の額は一定せるものなるを以て若し土地其他の物件に兌換すべき紙幣の額多きに過ぐるときは必ずや早晚引換の請求に逢はざるを得ず故に紙幣の高過多なりしとも決して國民の富を増殖するものにあらざるなり。第九 外國爲替法 此方法は現世紀の初英國銀行家間に於て大に勢力を有したるものにして通貨は獨り外國爲替の順逆を以て整理するを得べきものなりとなし外國爲替の歩合低落し正金の輸出ありて紙幣の下落を表示するときは紙幣の發行を見合ふ以て之を整理するを得べしとせり。此方法たる紙幣の増發を防ぐに足れり。雖も外國爲替の變動に付ては種々の原因ありて其順逆は必ずしも紙幣の多少のみによる者にあらず外國爲替我に順適なるも紙幣の高多きに過ぐるべからざるや又我國道戻なるも紙幣の高超過したるにあらざるとあるべきか故に

單に此方法のみに依りて紙幣發行を整理するは適當なるに非ざるなり。
 (第十) 自由發行法。此方法は毫も紙幣發行に關して制限を附せず全く各人をし
 て請求拂の約束證券を隨意に發行せしむるの方法なり。此方法を主張する所の
 英米經濟學者は之を稱して自由銀行法(Free Banking System)と云ふ。雖も銀行は必
 すしも紙幣を發行するものにあらず英國の如きは紙幣を發行せざる銀行多きを
 以てセント・パウル氏の如きは自由銀行法の名稱を以て不當となし之を稱して自由發
 行法となせり。此法に依れば銀行者は其發行したる紙幣を仕拂ふ義務を法律上
 負ふのみにして之に對する準備に付ては全く銀行者の隨意に一任するものとす。
 此の法たる畢竟各人の利益に放任するものにして紙幣を増發するときは其價格
 低落するの不利なるを以て紙幣増發の憂なきが如し。雖も凡そ商業には浮沈
 おりて紙幣仕拂の請求一時甚しきを加ふるとあるが故に斯る場合に際し準備金
 少なきに於ては銀行家は狼狽せざるを得ず加之數多の銀行者間に競争あるは通
 常の事にして殊に倫敦の如き所に於ては劇烈なる競争あるを以て發行を自由に
 放任するときは投機及び競争の爲に増發を招くの恐れあり。故に此方法は危險

なるものにして紙幣發行に多少の制限を加ふるは固とより必要なりと謂はざる
 べからざるなり。
 (第十一) 金紙平均法。不換紙幣は往々弊害を醸するものなり。雖も若し政府全
 く之を發行を掌り常に金の價格に注意し金貨が紙幣に對して騰貴するを見る時
 は直ちに其發行を減縮せしむべく不換紙幣の弊害を少なからしむべし。紙幣にして
 正貨と同等なる價格を以て世間に融通する限りは敢て兌換紙幣と異なることな
 く之を減却するの必要なし。雖も若し其價格正貨に比して下落するときは畢竟
 其供給過多なるに出づるものなるが故に之を引上ぐるを良策とす。彼の普佛戰爭
 の際佛蘭西銀行は此方法を以て發行を整理したるが爲め其發行したる不換紙幣
 は同國の財政困難なるにも拘はらず僅に二百分の一乃至百分の二の下落に止ま
 りた。此方法は能く紙幣の價格を維持するの力あるべし。雖も紙幣にして久し
 く流通する時は縱令外國爲替我に逆ふとあるも其下落容易に現はれず又外國爲
 替順適なるも紙幣の増發甚しく爲めに其下落を見るとあり。故に不換紙幣の整
 理に關しては金紙平均法を外國爲替法を借用するを最も便利なりとす。

(第十條) 租税支拂法 紙幣の價格を維持せしむる爲に或は租税を以て之を受取るを約し或は之を租税支拂の爲に使用するを強制したる例少なきは、露國政府は嘗て其紙幣を發行するに當り一定の價格を以て銅貨の代り此之を受取り且の租税支拂の爲に其租税の半は必ず紙幣を以てすべき事を命ぜり。此種に依り紙幣を發行する時は其紙幣たる租税支拂の爲に使用せらるるものなるが故に正貨に異ならざる需要あるを以て其價格の變動を維持するを得べし若し其發行に制限を置き其需用額を超過せしめざる時は敢て不便ならざるべしと雖も紙幣は其制限を超へ増發し易きものにして遂には防ぐべからざる禍害を生ずるを以て此法も亦容易に採用せざらざるなり。

(第十三) 後年兌換約束法 革命政府若くは反逆人等が資金の不足なるよりして先づ證券を發行して事成就するの後金銀にて之を支拂ふとを約する事あり。此證券は或は其期限に應じて利子を附する事あり然る時は其證券は之を紙幣と云はんより其利率の公債證券と見做さざるべからず。曾て洪牙利人ユースト氏が三エー、ヨルクに於て洪牙利の公債を作りて其國政府の獨立を得たる後之を支拂

はんとを約したるが如きは即ち後年兌換約束法を行ひたるものなり。又米國に於て南北戦争の際南方同盟國が發行したるものも如きも此種類に屬するものなり。此南方同盟國にて發行したる手形は其初に發行したる分は南方諸州の和睦締結後六ヶ月を期して支拂ふとを約せしか其後發行したるものは二年を期して支拂ふこととせり。

總て此種の證券は長期限にして且其價格不實確なる手形と見做すべきものなるを以て平時に於ては不可なるべしと雖も戦争の際に人民の公共心に依りて能く流通するを得べく且實際軍費等の爲に通貨の必要あるにより一時其價格を保つを得べし。然れども其價格は遂に激烈なる變動を受くるを免れず而して古來此の如き手形の支拂はれたる例證は至て稀少なりとす。

(第十四) 不換紙幣 不換紙幣は全く一紙片にして政府之を發行し法貨として授受せしむるを令するものにして法律の力に依り價格を有するものなり。紙幣は之を正貨に兌換することなきも或は習慣に依り或は人民通貨を要するも其用ゆべきの正貨なきに依り或は人民正貨を有するも之を貯藏して世間に出さざるよ

りして尙ほ盛に流通することを得るは稀有のことにあらず。故に不換紙幣は若し巧に其の高を制限し一國の需要點に超過せしめざる時は其名目價格を維持するを得るものにして之を證明するの實例少なからず。例へば英國に於て千七百九十一年正貨支拂停止以後數年間英蘭銀行の紙幣の如き又普佛戰爭後佛國銀行の紙幣の如き皆之を證するに足るものなり。

第六節 不換紙幣の弊害

不換紙幣は其弊害少なからざれども先づ其最も著るしき者を擧ぐれば二あり。即ち第一彈力なきこと第二増發し易きこと之なり。第一彈力なきこと凡そ不換紙幣は彈力なきものにして能く貿易の需要に應じて自然其額を増減すると能はざる者なり。蓋し紙幣は之を外國に輸出するとを得ず又輸入することを得ず之が發行及び償却を爲すを得るは獨り政府若しくは政府の許可を得たる銀行あるのみ故に貿易活潑となり其流通高を増加するの必要あるに於ては政府の命令を得て始めて之を増加するを得べし。而して多額の紙幣一旦流通したる後商業の衰頽あるときは通貨の過剩を來らし其價格下落する

に至る者なるが此場合に於ては政府又之を引上げて其額を減縮せざる可らず。然るに如何程聰明なる政府にても能く一國通貨の需用を判斷して誤りなく且つ公平を失するおなきを得ず去れば通貨の供給は恰も一般の物件の如く需用供給の法則に依て増減せしめざる可からざるものとす。而して金屬貨幣は能く此法則に従ひて常に一國の需用高に應ずるの傾向あるものなれども紙幣に至ては其供給高の増減に關し自動的作用を有せず其需要供給の如何に依り屈伸すると能はざるものなり。嘗て千七百七十九年米國大陸會議は人民に説ひて曰く紙幣は自ら羽翼を作りて飛び去るを得る能はざる一種の貨幣なり紙幣は常に吾人の間に留存し商業若しくは納税の爲めに使用するに足るべき高常に存在し勤勉なる人々は容易に之を手にするを得べしと此言たる紙幣の一國內に存在するとを嘉みしたるものなれども尙ほ紙幣の外國に流出し去る能はざると此言に徴するも明かたして以て其伸縮なきを知るべきなり。

第二増發し易きこと 紙幣を兌換するの義務を法律上撤去したるよりして紙幣の増發從て起りたると寔に普通の事實にして古來何れの國に於ても未だ嘗て不

換紙幣の兇暴を蒙らざりし者殆ど是れ無きが如し。魯西亞は劣悪なる貨幣を有せしと百年以上に亘り屢々勅令を以て其發行を制限したるとあれども毫も其効なく忽ちにして戦争其他の費用の爲めに増發すると相續き間斷なかりき。澳太利伊太利合衆國等の如き進歩したる經濟思想を以て巧みに施政を指導すべき諸國に於ても不換紙幣の害を蒙るを免かれざりき。殊に合衆國の諸州が曾て不換紙幣の爲めに蒙りたる災害は最も甚たしきものなりウエプスター氏紙幣の害を論評して曰紙幣の爲めに吾人の蒙りたる痛苦は總て他の原因若くは災厄より生じたる者より甚たしく其人民を殺戮し邦國の利益を毀損し正義を破壊したるや我敵軍の兵器及び銃砲の爲したる所に勝れりと

或は不換紙幣の發行は政府財用の乏しき日に當りて人民より公債を強募するの便法なりと論ずる者あり固より政府にして此方法を以てするときは容易に資金を得且つ之に對して利子を拂はず以て負債を減縮するの利益あるが如しと雖も一般社會は之が爲めに弊害を蒙り紙幣増發の爲め物價の騰貴ありて債主を苦しめ負債主を恵むの結果を生ずべし。斯くの如く債主負債主間の契約上に不都

合を生せしむるとは契約及其他社會上の關係を維持するの任ある政府の爲すべからざる所なり
 尙ほ不換紙幣の危険なる所以を明にせんが爲めに更に紙幣の増發に附着する所の弊害を列舉せん

(甲) 若し紙幣増發にして唯一時に止まり更に之を加ふると無きに於ては其危険未だ甚しからざれども凡そ増發なる者は一旦之を行ふときは更に益々引續き其甚たしきを加ふるの弊ある者なり。今其理由を述べんに蓋し金屬貨幣に於ては彼の需要供給の原則行はれ需要によりて供給生じ供給ありて需要を充たすものなるが故に若し一國に於て金屬貨幣の高其需要に比して超過するときは忽ちにして流出するなれども紙幣に至りては否らず紙幣は其供給度に過くるときは恰も沼澤の如きものとなり更に其出口を有せざるなり。去れば紙幣増加するときは物價の騰貴從て起らざるを得ず而して其騰貴たるや外國貿易に依て矯正さるゝことなくして永久繼續すべきなり。故に資金を得んが爲めに紙幣を發行したる政府は今や物價騰貴の爲めに勞役物品を高價に購買せざる可からざるをとな

りしよりして忽ち復た其資金の必要を増加し更に紙幣を増發して以て僅かに其必要を充たすの策に出で紙幣は市場に濫出し物價日々に騰貴し投機事業盛んに行はるゝに至るべきなり

昔て佛國に於てアッシーニヤ紙幣再び發行せしとに付き學士ホタイト氏は論じて曰く此新なる發行に付ては物理學上の原則の作用と同一なる財政上の原則の作用あるを見るべし物理學に於ては若し一の物體を高所より墜落せしむるときは其速力は物理學上の有名なる法則によりて益々増加するの比例を以て墜下するものなり不換紙幣發行に於ける亦然り立法部の利益若くは人民全體の利益に関する意思に依り迅速なる發行の増加及下落の天然法ありて存するものなりと。又曰く殆んど都て佛國人民は紙幣の増發に際して激烈なる善視家となり此膨脹を以て國民の繁榮なりと揚言せり佛國に於ては國內至る所として人々皆喜色ありしが其喜色たるや恰も醉狂者が飲酒の後愉快を感ずるに異ならず既に酒に酔ふこと早きものは醒むること亦早きと等しく紙幣の爲めに醒ふと早ければ亦其愉快を感ずるの時久しきを得ざると單純なる歴史上の事實として認むべきものなり

りど。又ペルヴィー氏は其著書經濟原論に論じて曰く不償却紙幣を發行したる政府多しと雖も一として其知識及び確固たる精神を以て久しく増發の誘引力に抵抗するを得たる處のもの未だ曾て之なく一たび印刷器械の運轉せらるゝや更に一層活潑なる速力を以て其運轉を繼續するものなり何となれば紙幣下落の割合に應じて更に多額の紙幣所要せらるればなりと實に紙幣なるものは一旦之を増發するときは更に益其増發を加ふること殆んど避くべからざることにして不換紙幣の危険は又大なりと云はざるべからず

(乙) 不換紙幣の過剰はたどひ至て僅少なるも其貿易及び生産に及ぼす影響に至りては從て僅少なりと云ふべからず。千八百七十一年以後佛國銀行は其處理宜しきを得て金紙の差額をして甚だしきに至らしめざるとは已に人の知る處なり乍併尙バダホット氏は其著英國金融事情に於て之に關する言を爲して曰く佛蘭西銀行の紙幣は日常の取引を攪亂する程に下落せず然れども凡そ下落はたどひ何程少許なりと雖ども若くは下落の實なくして其傾向のみを以てするも交換取引を攪亂するの力あるものなり其作用は極めて微妙にして唯小數以下の變動あり

りとも能く其効果を及ぼし利益を變じて損失となすを得べし今日倫敦は歐洲に於ける唯一の大交換所となり佛蘭西は最早歐洲交換の一たるの地位を失ふに至りたるは蓋し之か爲めなるべしと

(丙) 若し不換紙幣大に増發せられ其價格下落變動するときは尤も厭ふべき結果を社會上及産業上に及ぼさざるを得ず。抑、下落したる紙幣は其價格常に變動を免かれざるものにして其理由二あり。(一) 社會の貨幣に對する要用は常に變動するものにして實に諸國の間に殆んど間斷なく地金の移動するの事實あるに徴して之を知るべく一國貨幣の額は決して一定せるものにあらず或は増加し或は減少すること恰も海潮の常に進退するか如し而して能く價格の一定を維持するを得るの途は只貨幣の出入を自由にするに在り然るに金屬貨幣は其需用供給の如何に依り一國の内外に出入するを以て能く其價格を維持するを得れども不換紙幣に至りては外國貿易によりて外國に流出するの道なく從て其價格の變動は決して避くべからざるものなり。(二) 紙幣下落の事實一たび起るときは人民之を授受するを厭ふの念慮發生し從て流通を阻滯すべし而して斯くの如き念慮發生し

て以て流通の阻滯するに至ることは甚た不規則にして一定の規律に従ふ能はず或は世間の風評に依り或は戰爭の結果に依り或は講和の見込に依り或は撰擧の結果に依りて大なる變動を生ずるものなりさればクルセル、セル、セル、セル氏は佛國革命の時に發行せし紙幣の價格は密に増發の爲めに下落したるのみにあらずして政治上の事變により變動を被りたること又決して尠少ならざりしなりと云へり

不換紙幣にして斯くの如く一旦正貨に對して下落し其一般の購買力に於て變動を來たす時は恐るべき災害を生産の上に來たすものなり而して此際商業は消費者の失費を以て一時非常の利得を博することあるも是全く甚たしき投機の取引に依て然るものにして奸曲獨り威を逞ふし純良なる德義は損失を招き姦商は猥りに賣買取引を屢々し賣買價格の差額を以て巨利を得んとを計り一方に於ては不當の利益を貪る者あり一方に於ては甚たしき損失を蒙る者ありて社會の經濟を紊亂すると決して少小にあらずなり

斯くの如く紙幣價格の變動は諸般の人民に災害を與ふるものなれども就中其尤

も甚だしき害悪を蒙る者は労働社會の人民なりとす。ウェンスタッド氏曰く健全なる通貨に付て尤も深厚なる利害の干係を有し又た尤も甚しく貨幣制度の弊害を被る者は日々の労働を以て僅かに衣食する處の勞力者なり今若し一國の通貨低落し物價激變し紙幣の價格朝午の間に低落し又午夕の間に更に低落するが如きことあるに於ては斯くの如き際は即ち投機者利益を收獲するの秋にして懶惰狡猾の徒奇利を弄するの時期なり然るに労働者其者は此際毫も得る處なく敢て他人を制御すること能はずして只空しく衆人の食餌となる而已と。氏又曾て曰く通貨の紊亂は政治上の害悪の尤も甚だしき者の一にして社會の結合を支持するに必要なる徳義の顛覆し社會公衆の幸福を破壊し勵精節約及び儉勤の美德を毀傷し奢侈及投機の惡事を養成するものなり世に労働者を苦むる處の設計少なからずと雖も紙幣を以てする所のものより甚だしきは未だ曾て之なく紙幣は實に貧民額上の汗水を以て富人の田圃を肥やすところの尤も有効なる發明なりと。氏又曰く暴政、虐壓、苛税の如きは元より害ありと雖も之を下落貨幣の行ふ處の方法に比すれば社會民衆の幸福を害すること皆に尠少なるのみと

論 幣 貨

論 幣 貨

以上の言を以てするも不換紙幣の爲めに勞力者の損害を蒙ると知るへしと雖も尙更に明に之を説明せんに抑、勞力者なるものは常に使役者及其同輩と競争して間斷なきものなるが今若し不良なる貨幣流通して通貨の價格常に變動する時は使役者に對して賃銀の要求をなすに當り能く其賃銀の當否を判別すること能はず或は不知不識不當なる賃銀を受くることあるべきが故に大に損失を蒙むることとを免かれず。今夫れ慣習なるものはミル氏の言へる如く能く強力者に對して弱者を保護し經濟上弱者をして能く市場の壓制に抗し姦商の貪欲を避けて其地位を維持するを得せしむるものなれども若し通貨の變動一たひ勢を逞ふるときは此慣習は忽ちにして消滅し弱力者は容易に強力者の爲めに壓倒せらるゝに至るへし而して斯くの如く勞力者の不利益を受くるや皆に資本家に對してのみならずさるなり即ち物價の變動の爲めに生じたる生計費の變動に應じて其賃銀の増額を受くるの困難あるのみならず又小賣商人と對抗して其地位を維持すること更に困難なるものなり。何となれば勞力者は諸般の物品を買取るに當り下落紙幣を以て受取りたる其所得金を以て之を購求せざる可からず然るに物品の

價格は紙幣下落の爲めに騰貴せるを以て勞力者は其物品の價格を誤算なく正當に檢定するを得ず爲めに小賣商人の姦計に陥り法外なる高價を以て物品を買取るに至るべければなり。蓋し貨幣の價格未だ變動せざるに當りて消費物の價騰貴するときは勞力者は高價を拂ふを肯せず其物品の慣習上の價格を主張し容易に之を買取らざるべきか故に小賣代價は此場合に於ては敢て濫りに之を騰昇するを得ざるべしと雖も一旦紙幣増發せられ物價變動するときは此慣習上の代價なるものは破れて其迹を止めず勞力者は物品の代價を見積るべき標準を失ひ其價格の騰貴するや其果して何處に底止するを判斷することを得ず而して其苦情及詰問にも係はらず騰貴更に益々加はるに至りては勞力者は最早絶望の域に沈淪し商賈の命ずる處に従ひ毫も異義なくして代價を支拂ふに至る小賣商人は茲に於てか其姦曲を恣にし巨利を博し強慾を逞ふするを得るなり

第一章 貨幣節約の機關

第一節 信用證券

信用は財産を増殖し通貨を饒多にする等種々奇異なる怪力を有するものと思惟

するものおれども信用は決して資本其者にあらざり資本を運轉するものにして支拂を後日に期するものに外ならざるなり。されば信用證券なるものは直ちに之を以て資本となすべからずして只現在支拂ふべきものを他日に延期することを表示する用具なり。而して授受せらるゝ處の信用の額を計り負債の現在の價額を定むるに付ては須らく五箇の事情を審みせざる可らず即ち(一)金額(二)期限の長短(三)支拂の確否(四)其當時行はるべき利子歩合(五)其作りたる法律上の責任是れなり。是等の點に付き諸種の信用證券相異り其交換を簡易にするの度等しからざるものとす。請ふ之より諸種の信用證券に付説明せん

銀行紙幣(Bank notes)銀行紙幣は銀行が發行する處の約束手形にして其表面の金額を要求次第直に持參人に支拂ふべきものなり。紙幣は正貨と等しく彼我の間に移轉するを得るものなるに由り之を所持するものは正貨を所持すると異なる處なく全く實際の有所者にして何時たりとも直ちに約束の履行を請求し正貨と交換するを得るものなり若し銀行にして其請求に應せず支拂をなすこと能はざる場合に於ては銀行は元より責を負はざるべからず。然れども其紙幣が是まで轉

輾し來りたる人々の間に責任を生ずることなし故に銀行紙幣は金屬貨幣の如く
 負債を整理し責任を除却するか爲めに之を用ゆることを得べし要求拂ひの紙幣
 は利子を有せず且又其最終の支拂疑はしき場合の外は割引を以て之を買取ると
 あらざるなり。故に紙幣の所持人は正貨の所有者の如く之を貯存するの考なき
 こと通常なり其目下必要の額だけ之を座側に保存するも其他の紙幣は之を銀
 行に貯藏すれば利子を得且貯藏上安全なるべきが故に紙幣は各人の倉庫中に保
 存せらるゝことなく常に正貨の如く流通するの傾向を有するものなり
 小切手(Cheques)小切手は銀行に宛てたる命令書にして銀行をして其表面の金額を
 要求次第持參人に引渡さしむるものなり小切手は紙幣の如く利子を有せず且人
 々の間に自由に移轉するものにして之を所持するものは即ち實際之か所有者た
 るものなり。而して之を讓渡するには裏書を以てするものなり小切手は處に依り
 ては正貨及紙幣の代りに用ゆる重なる流通の要具となることあれども小切手の
 使用は明かなる不便あるを免かれず。蓋し小切手は其形狀銀行に依て異なるが
 故に各銀行の小切手の様面を熟知すること難く振出人の印章及其信用の多少等

を逐一調査することは到底爲し得へからざることにして若し公衆が十分に小切
 手の用に練れ日々之を受授するに於ては詐偽を行ふと容易なるものなり。小切
 手の贗造は之をなすこと容易なれども敢て之をなすの必要なく他に更に之に勝
 ざる奸策を行ふことを得べし。即ち銀行より受取りたる小切手帳へ其預金の額
 に超過せる金額を記入し之れを流通せしむることを得べし故に小切手を受取るも
 のは詐偽若くは振出人の破産に遇ふも危険に陥るの患あるものなり。加之小切
 手を宛てたる銀行に於て破産するともあらん銀行破産するときは手形を受取り
 たる翌日銀行執務時間の終る前に其支拂を請求せされば其振出人に向て支拂を
 請求するに能はず畢竟此制限を置く所以は銀行破産するときは振出人は其小切
 手を支拂ふべき預金を失ひたる上に尙所持人の懈怠よりして損失を受くべきに
 あらざるを以てなり。此規定は英國に於て小切手をして正貨の代りに流通せし
 めず其發行の後速かに銀行に持參せしむるの傾向を致すの効能あるものなり。
 故に小切手只貨幣を移轉するの要具となるに過ぎずして長期の信用の造るもの
 にあらず小切手は利子を生ぜざる故に之を久しく所持するも利益なく且之を以

て正貨若くは紙幣を受取らんとせば只銀行に赴くの勞あるのみにして正貨又は紙幣は均しく利子の附加するものに非らざれども小切手に比すれば遙に安全なり銀行の破産等の爲めに損失を招く恐れなきが故に正貨及紙幣は之を貯藏するも殊更に小切手を貯藏するが如き愚をなす者は通常之なかるべし。又小切手所有者は其小切手を銀行に預け其金高を預金となすときは些少の利子を受くるを得べく而して自己の入用の時は更に他の小切手を以て之を引出すの法を行ふときは更に利益あるべきなり。此は經驗上頗る完全なるものなり貨幣は此法に依るときは通常他の場處に預け置くよりは一層安全にして且利子を得るを以て金融上頗る有益なるものなり。而して他の小切手及手形交換の仕組と稱する大なる支拂の組織の如きは實にこれに基て行はるゝものなり。

小切手には種々の種類あり銀行小切手(Bankers cheques)とは一の銀行よりして他の銀行に宛つるものにして送金的手段として使用せらるゝものなり。此小切手の使用に關せる銀行二つながら確實なる信用を有するものなるときは右の如き小切手は銀行紙幣と同一に流通することを得べし故に若し此種の小切手を盛に發

行せらるゝ時は巧みに注網を脱して彼の紙幣發行を制限するの法律をして無用に歸せしむるの恐れあり。然れども幸ひに英國の如きに於ては慣習の勢力若くは法律に對する尊敬心の厚きよりして未だ斯くの如き計畫をなせし者なく銀行小切手は他の小切手の如く迅速に正貨に交換せらるゝを通常なりとす

保證小切手 (Certified cheques) は紐育に於て用らるゝものにして更に能く銀行紙幣に類似するものなり此小切手は宛られたる銀行の證印を有し請求に應じて儘かに支拂ふべきことを該銀行より保證するものなり。銀行は此類の小切手を證明するに當ては其手形に應ずべき振出人の預金を有するか若くは預金なきも必ずしも其小切手の支拂ひに應ずべきことを保證するものなり

小切手銀行 (Cheque bank) の小切手即ち限額小切手なるものは保證小切手と類を同ふするものにして其預け金の額より以上の小切手を發行することを許さざるものなり而して巧みに此目的を行ふの方法は小切手面の金額を透し字を以て顯はし其透し字の金額迄は時々其額を記入して小切手を振出さしむるにありとす

其他筋引小切手 (Cross-cheques) と稱するものあり筋引小切手とは小切手の表面を

論 幣 貨

横りて二ヶの直線を引き其間に小切手を宛てられたる銀行の行名を記入し若くは會社御中と記載するものなり而して此類の小切手は銀行者に對してのみ支拂はるゝものにして之に對し銀行者外の者に現金を支拂ふと能はず其直線間に記載したる銀行のみ他の銀行よりして支拂を受くる者なり。斯くの如く筋引小切手と云ふものは銀行より一ヶ人に對して支拂ふものにあらされは其受領者は直ちに之を以て銀行より金員を引出すことを得ず若し其人にして金員を得んと欲せば一旦小切手面の金員を預金となし之に對して普通の小切手を宛てざるを得ず。されば此種の小切手を以て金員を送達するの際不幸にして好者の手に落るとあるも直ちに之を以て銀行より金員を引出すことを得ず之を引出すには先づ銀行と勘定を引き之を預金となさざるを得ざるが故に容易に其悪意を仕遂くると能はず即ち筋引小切手なるものは通常の小切手に比すれば遙かに安全なるものと云ふべきなり

爲替手形 (Bills of exchange) 爲替手形とは被宛人をして其表面に記載せる時日に於て手形の正當なる所持人に金員を支拂はしむる命令書なり。爲替手形にして請

論 幣 貨

求拂のものたるときは殆んど小切手と異なる所なく只爲替手形は有名なる銀行よりは信用少き一個人に宛つることを通常となすの差違あるのみ又請求拂にあらずして期限拂なるときは發行の日と支拂の日との間に若干の時間ありて其時日間は貨幣を請求することを得ず故に此種の手形は通常利子を有し若くは其期限迄の利子を見積り割引を以て賣買せらるゝものなり。爲替手形は之れを持參人に支拂ふことありと雖も特定したる人に支拂ふと通例にして裏書を以て更に他の特定したる人に讓渡するものなり。而して爲替手形は斯くの如く人々の間に轉帳するに當りて其終に正當に支拂はるゝに至るまで之に關係したる人々は幾分か責任あるを免れず。去れば爲替手形は正貨と異なると明かにして正貨は利子を有せず且負債支拂の爲めに引渡さるゝときは責任を撤去するものにして之を作爲するものにあらざるなり

以上例擧したる諸種の信用證券は皆正貨を節約するの用具にして金員を補助すること絶大にして實に驚くべきものなり即ち小切手の如きは歐米諸國に於て盛んに用ゐらるゝものにして諸般の支拂皆之れを以て辨じ特に正貨を要せずして數

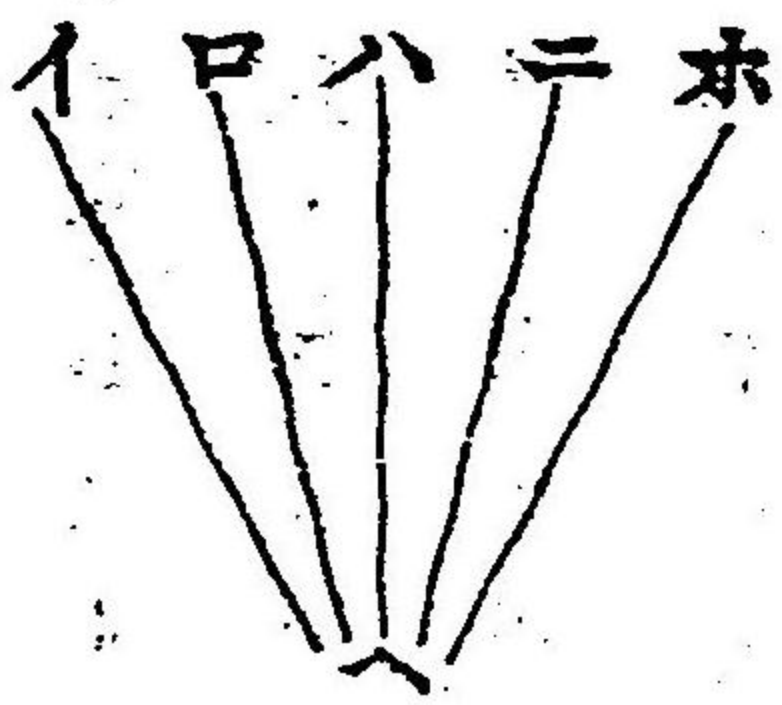
方の取引を行ふを得ること手形交換所の有様に徴するも明らかなり。又爲替手形は内國手形と外國手形とありて金銭の使用を省約することは勿論僅少の資本を以て大なる生産分配の事業を行ふを得べく又巨額の正金を内外國間に運轉せざして僅かに一片の紙を以て取引を全ふするを得るものなり。尙手形交換所及爲替手形の運用に付ては更に節を換へて之を述べん

第二節 帳簿記入及銀行并に手形交換所の仕組

既に前節に於て信用證券の何者たるやを説けり今や一步を進めて是等信用證券の運用を以て取引を簡便にするの方法を論ぜん。先づ小切手に付て云はん小切手は實に正貨の使用を節約するものにして帳簿記入法に由り銀行及手形交換所の媒助を以て殊に其効用を恣にするものなり。乞ふせボンス氏の説明に依り之を講述せん

今尤も簡單なる場合より説き起し繁雜なる場合に入り銀行制度より手形交換所の仕方に説き及ぼさんが先づ爰に甲乙二人の商人ありと假定せよ此二人の商人か取引をなすに當り其取引を爲す毎に一々貨幣を以て支拂をなすときは頗る多

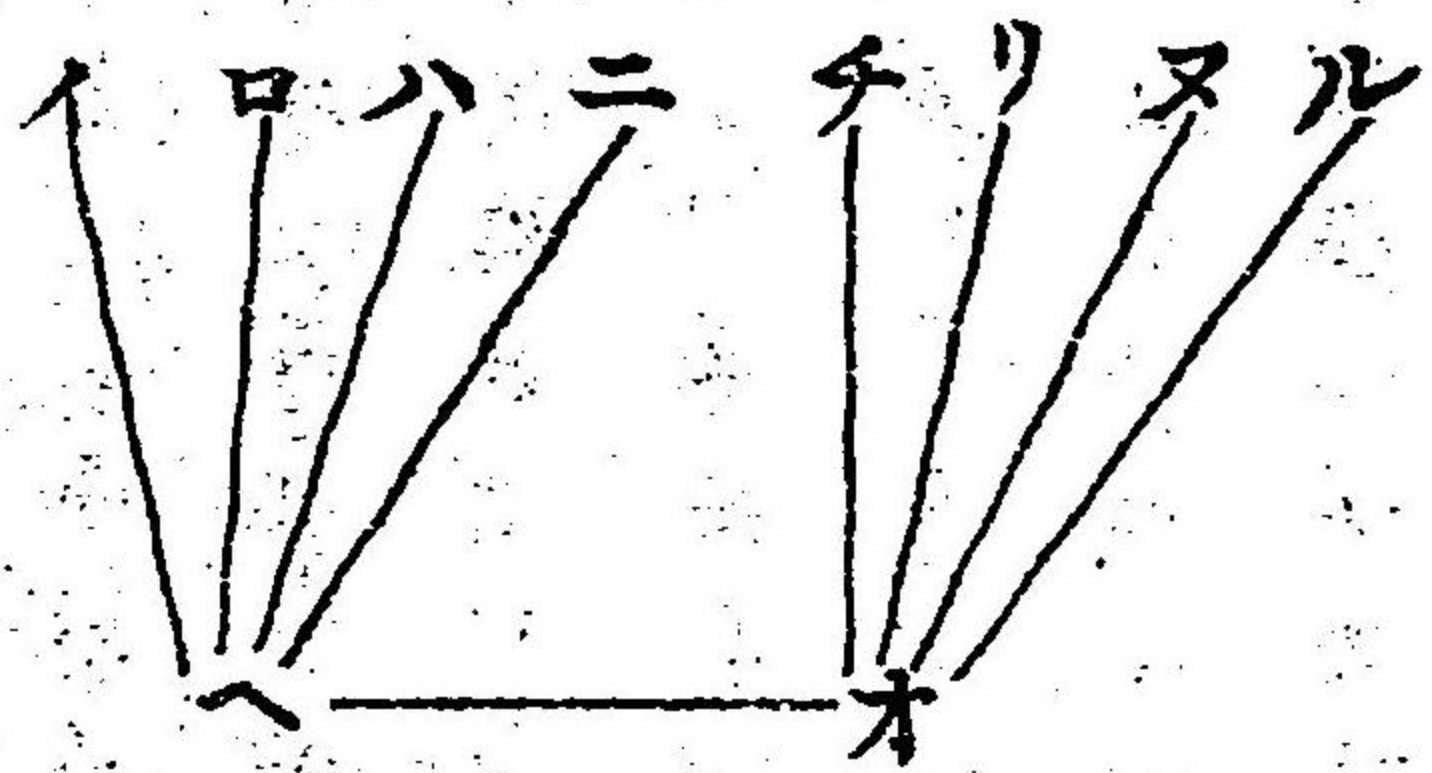
額の貨幣を使用せざるを得ず例へば甲は乙に千圓を拂ひ乙は甲に千百圓を拂ふとすれば合計二千百圓を要すべしと雖も今若し甲乙各帳簿を備置き之れに取引せる金額を記入し而して時を期して之を勘定するときは只其差額例へば此の例に於ては僅に百圓の支拂をなせば以て取引を完了するを得べきなり。然れども實際商業上の取引は如此簡單なるものにあらず且右の甲乙二人を以てするも貨物は往々只一方の方向を取り生産者より卸賣人卸賣人より小賣人と云ふが如く只一方にのみ其行路を取るの傾向あるが故に唯二人間に於てのみ帳簿記入法行はるゝに於ては金銭は往々一方に於て多額に之を支拂はざるを得ず差引勘定をなすの便大ならざるの恐れあり。左れば此場合に於ては銀行其間に介立するときは數多の人々の間の取引若くは種々の營業者間の取引は大に簡便に行はれ貨幣の使用は多く節約せらるべし。今圖を掲げて其然る所以を示さん



貨幣節約の機關

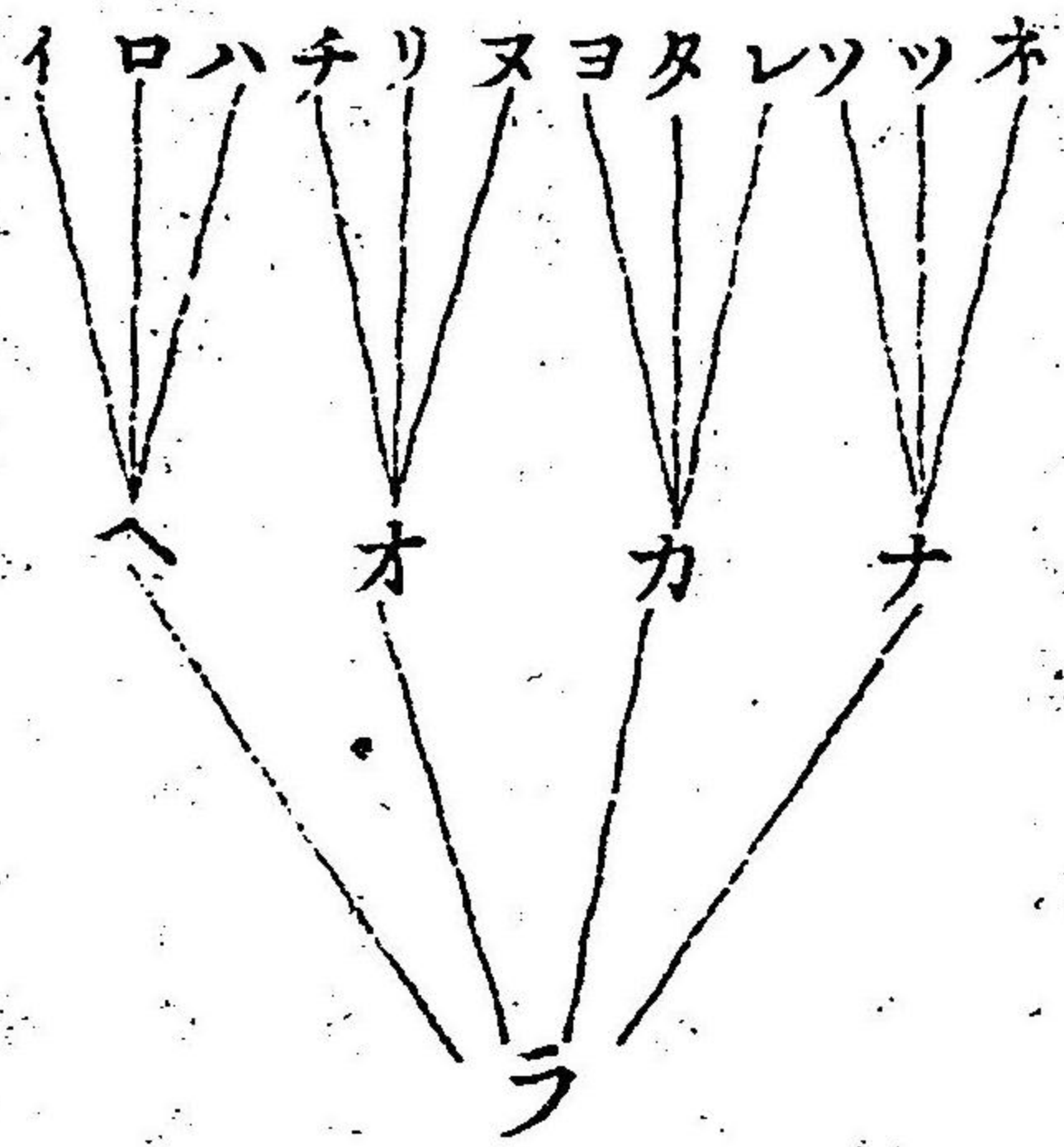
此圖に於ては只一の銀行ある場合を示し(ハ)は即ち其銀行にして(イ)(ロ)(ニ)(ハ)は之と取引する顧客と知るべし。今

(イ)は(ロ)に對して金員を支拂はんと欲するときは之を直接に(ロ)に送致せずして先づ(ハ)をして正貨若干額を(ロ)に支拂はしむべき小切手を調製し之を(ロ)に送るべし而して(ロ)は直ちに(ハ)に至り切手面の金額を受取るか若くは之を預金となすを得べし。然るときは銀行は右の金額を(イ)の出算に記入し又(ロ)の入算に記入し斯くの如くするとき(イ)(ロ)の間に毫も正貨を要せずして取引をなすを得べし。又(イ)(ハ)(ロ)(ハ)等の關係も之と同様なり若し數多の人々にして銀行と取引を爲し右の如く小切手を以て貸借の勘定をなすときは結局只些少の金額を動かして以て能く相互間の貸借を調理するを得べきなり



右の例は一都府に於て只銀行ある場合のみを示したるが尙ほ茲に二ヶの銀行ある場合を論ぜん。即ち(ハ)及(オ)は銀行にして(イ)(ロ)(ハ)(ニ)は(ハ)の顧客(チ)(リ)(ヌ)(ル)は(オ)の顧客なりとせよ。今(ハ)と取引する(イ)(ロ)(ハ)(ニ)は(ハ)によりて相互間の勘定を爲し(オ)と取引する(チ)(リ)(ヌ)(ル)は又(オ)に依ては相互間の勘定を完了するを得ると前例に於けるか如し。然る

(イ)よりして(チ)に金員を支拂ふべき場合は少しく複雑ならざるを得ず此場合に於ては(イ)は(ハ)に宛てたる小切手を(チ)に送るべし(チ)は其小切手を受取るときは之を(オ)に持參して正貨を受取るか若くは之を預金となすべし。然るときは(オ)は(ハ)よりして支拂を要求せざる可からず。然るに(ハ)(オ)の間に於ては互に貸借の關係を存在し(ハ)より(オ)に支拂ふべき分(オ)より(ハ)に支拂ふべき分共に之れあるを以て此二銀行は各帳簿記入法によりて現金の取引をなさず時を期して只差引勘定を爲すと第一例の場合即甲乙二人の商人ある場合と異なるとなきなり



貨幣節約の機關

然るに大なる商業都府に於て銀行の數は頗る多きと通常なり例は茲に四銀行ありて各若干の顧客を有するとせんに其顧客間の取引は前例と同様なる手續を以て之を行ふを得べしと雖も是等銀行間の關係は一層繁雜なるものとなり各銀行間の取引の組合せは其數實に夥しく十四の銀行ありとすれば

$$\frac{14 \times 13}{2} = 91 \text{ の 關}$$

係五十銀行ありとすれば千二百二十五ありて其錯雜極めて甚たしく若し(ハ)(ホ)(カ)(ナ)等の諸銀行一々相互に貸借を整理し居るときは實に煩はしきに堪へざるべく(ハ)は(ホ)に支拂ふべき差額あるも又(カ)若くは(ナ)よりして殆んど同額を受取るべき権利を有することあるべし其他(オ)(カ)(ナ)等の各銀行に付ても又同様なるべし。斯くの如き場合に於て一々正貨を授受することは元より拙策なれば他に便利法なからざるべからず。即ち銀行は一致して一の中央銀行を設け各銀行は之に若干の正貨を預置くととなすに加かざるなり。若し斯くの如く一の中央銀行例へば此圖に於ける(ラ)なる者存在し(ハ)(ホ)(カ)(ナ)等と連絡を有するときは(ハ)は其(オ)(カ)(ナ)に對する小切手を一々是等の銀行に送るに及ばず之を(ラ)なる中央銀行に預け入るべし。然るときは該銀行は之を(ハ)の入算に記入し置くものなり(オ)(カ)(ナ)等も又之と同一なる方法に依り(ラ)に小切手を預け入るものなり。如斯るときは一切の支拂は恰も第一圖即ち特に一銀行ある場合と等しく殆んど少しも正貨を要せずして之を行ふを得るなり。

右の法を以てするとき(ハ)(ホ)(カ)(ナ)等の諸銀行は(ラ)に依りて其間の貸借を整理す

欠

MISSING

賣商より消費者に引渡すに至るまで一々貨幣の授受を要するときは多額の金銭を使用せざるべからざることば勿論各營業者は其業務を行ふに付き大なる困難を感ぜざるを得ざるなり。然るに爰に爲替手形を利用するときは取引は左の如く行はるゝを得べし

先づ生産者よりして物品を卸賣商に引渡すに付き生産者は直ちに之か代價を受取らずして卸賣人に手形を宛て或期限の後支拂ふべきことを命じ卸賣商は此手形に接し直ちに承諾の旨を手形面に記入して生産者に返附し生産者は期限まで此手形を處藏し満期の時之を卸賣商に送り支拂を請求すれば手形面の金額を得べしと雖も生産者なるものは通常期限前に金員を要するに依り満期に至るを待たずして之を銀行に送り割引を請求し手形面の金額よりして割引請求の日より期限までの利子を差引きたる金員を受取り直に之を以て其事業を繼續するを得べし。此事は生産者に取りて大に利益あるものにして若し手形割引の方法存せざるに於ては生産者其資本金を悉く物品生産の爲めに使用し去るときは生産者は事業を行ふべき資本に乏しきを告ぐるの恐れあり従て只資本の一部の外は之を

使用するを得ざるべしと雖も幸ひにして手形割引の方法行はるゝに於ては生産者は假令ひ悉く資本を使用するも手形の割引に依り銀行より何時にても資金を得るの便あるが故に充分に事業を営むことを得るなり。而して右の如く銀行は生産者の要求に應じて手形を割引するときには之を期限まで所蔵し満期に至り之を卸賣商に送附すべし卸賣商は其正確なるを認むるときは其手形面の金額を銀行に支拂ふものとす

又卸賣人の小賣商に對するも之と同じく卸賣商は小賣商に物品を送り直ちに正貨を受取らすして之に期限付の手形を宛て其承諾を経て後之を銀行に送りて割引を受け銀行は期限に至り小賣商よりして正貨の支拂を受くるものなり

斯くの如き方法に據るときは生産者卸賣商小賣商等皆只僅少なる資本を運轉して以て巨大なる取引をなし容易に事業を営むを得るなり

右に示したるものは一地方内に於て行はるゝ爲替手形割引の場合なるが其區域稍々廣く一國內の遠隔せる地方間の手形若くは内外國間の手形即ち所謂外國手形に至りては少しく趣を異にするものなり

今茲に甲なる商人横濱よりして倫敦の商入乙に向て物品を輸出し横濱の丙なるもの倫敦の丁なるものよりして物品の輸入を受けたりとせん。此場合に於て手形の運用法を述べんに甲は先づ乙に宛てたる手形を調製し之を横濱の銀行に送りて割引を受くべし。然るに丙は倫敦に於ける丁に對して支拂をなすべきものなれども現金を以て之をなすときは荷造費運賃保険料等を支拂はざるを得ず。

丙は此費用を避けんが爲め銀行に至り倫敦宛の手形を購求し之を丁に送附し而して此手形請求拂のものなれば丁は直ちに之を乙に送りて正貨の支拂を受くべしと雖も期限拂のものなれば丁は其期限迄支拂を待たず直に銀行に至りて支拂を受くるを常とす。然るときは銀行は其手形を乙に示し其承諾を受け期限に至り乙よりして支拂を受くべきなり

以上述べたる如く爲替手形は國の内外を問はず巧に之を運用するときには金錢の使用を省零し正貨運搬の費用及び危険を避くることは元より言を待たず又大に資本を豊かにし生産事業をして活潑に行はるゝを得せしむるものにして若し爲替手形及小切手にして盛に行はるゝに於ては一國經濟の之か爲め利益を受くる

7
2021

論 幣 貨

こと決して少にあらざるなり

貨幣論終





040964-000-0

モ-202イ

貨幣論

井上 辰九郎/述

M28

BDF-0064

